



丹篠議第 1 3 6 号
令和 3 年 6 月 2 4 日

丹波篠山市監査委員 畑 利清 様

丹波篠山市監査委員 河南 克典 様

丹波篠山市議会議長 森本 富夫



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、同条第 1 4 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局
議会事務局
- 2 監査の種別
定期監査（地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、並びに丹波篠山市監査
基準第 4 条第 2 項による監査）
- 3 監査の期間
令和元年 8 月 2 9 日～令和 2 年 1 月 2 9 日
- 4 措置の内容
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和2年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和元年度 定期監査
対象部署等	議会事務局
対象事項	議会図書室の設置について
指摘等内容	現在、議員控室内において議会図書コーナーが設置されているが、図書棚や蔵書数が限られており十分に調査研究を行う上で課題となっている。議会図書室は、地方自治法第100条第19項及び第20項により議員の調査研究に資するため設置することとなっており又、一般に利用させることができることから、自治法の規定に沿った議会図書室の設置について検討されたい。
改善措置通知日	令和3年6月24日 改善措置通知
改善措置内容	議会図書室の設置については、場所の確保と整備にかかる財源の確保、司書等の人員配置等に課題があります。 図書室の場所の確保については、庁舎全体の会議室の利用を考えた場合、慢性的な会議室不足の現状があることから、議会図書室として既存の会議室等を占有することは困難であると考えます。 また図書室としての機能を有するには、専門的な知見を有する司書の配置が必要不可欠であるとともに、蔵書数をふやすことが必要となりますが、それにも財源の確保が必要となるため早急な対応は困難であると考えます。 これまでから議員の調査研究に資するための図書購入費を予算確保しており、その予算の範囲内で、計画的に蔵書をふやすとともに、インターネットの活用も図りながら、電子図書の導入や図書館との連携も検討し、議員の調査研究に資するよう取り組みを進めていきます。
改善措置公表日	令和3年6月24日 改善措置公表

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第14項の規定により公表します。